

## 就学の変更許可基準

区分	許可事項	許可期限
(1) 一時的理由	ア 学期途中で住所を他の通学区域に異動したが、引続き在籍している学校への通学を希望する場合	原則として当該学期末までの期間
	イ 異動することが決まっていて学年始・学期始から移転先の学校に通学する場合	学年始業日又は学期始業日から異動日までの期間
	ウ 小学校6年・中学校3年で、学年途中で住所を他の通学区域に異動したが、引続き在籍している学校への通学を希望する場合	原則として各学期末までとするが、やむを得ない場合は卒業までの期間
	エ 住宅の新築、増改築により一時的に異動する場合	新築、増改築前の異動日から移転までの期間
	オ 運動会・文化祭等の学校行事を控えている場合	異動日から当該行事終了日までの期間
(2) 心身的理由	ア 心身上の問題で特別に教育的配慮を要する場合（特別支援学級在籍）	配慮が必要と認める期間
	イ いじめ、不登校等の問題による教育的配慮を要する場合	配慮が必要と認める期間
	ウ 児童生徒が強く転校を拒否し、新しい環境への適応が困難で不登校が心配される場合	その事情により必要と認める期間
(3) 家庭的理由	ア 兄弟、姉妹が上記理由で変更を許可され通学している場合	その事情により必要と認める期間
	イ 小学生で、保護者が共働き等で帰宅後の保護が不可能なため、保護者の勤務先校区、祖父母の居住する校区の学校等に通学する場合	その事情により必要と認める期間
(4) その他の理由	ア 新入学時又は転入時において、入部を希望する部活動が指定された中学校にない場合（希望する部活動が複数校にある場合は、自宅からの距離が最短の学校とする）	その事情により必要と認める期間
	イ 上記のどれにもあてはまらないが、教育委員会及び学校がともに認めざるを得ない相当に特別な理由がある場合	その事情により必要と認める期間

※1 通学上の安全等については、保護者が責任をもつこと。

※2 上記の内容は許可可能な事由であり、必ず許可できるものではないこと。

区域外就学の承認は、保護者からの申し立てにより事情を確認の上、やむを得ない事由と認められた場合に限る。

※3 許可期限は、原則として申請年度の範囲内とする。

※4 稚内西小中学校の閉校に伴い、西浜地区に居住する児童又は生徒が、稚内中央小学校又は稚内中学校に通学する場合及び富士見地区に居住する児童又は生徒が、稚内南小学校又は稚内南中学校に通学する場合の区域外通学の申請については、当面の間、原則として許可するものとする。